

保存期間：10年
（平成36年末）
平成26年4月8日

資料	5
----	---

国税審議会令の一部改正
（エネルギーの使用の合理化等に関する法律関係）

国税審議会令の一部改正について

平成 25 年 5 月にエネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の一部を改正する等の法律が成立・公布され、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改正されたことから、同法律名を引用している国税審議会令が一部改正された（施行日：平成 26 年 4 月 1 日）。

国税審議会令新旧対照表

改正後	改正前												
<p>(所掌事務)</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>酒類分科会</td> <td> 一 (略) 二 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u>第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	(略)	(略)	酒類分科会	一 (略) 二 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> 第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装	<p>(所掌事務)</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、<u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 80%;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>酒類分科会</td> <td> 一 (略) 二 <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u>第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	(略)	(略)	酒類分科会	一 (略) 二 <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u> 第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に
名称	所掌事務												
(略)	(略)												
酒類分科会	一 (略) 二 <u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律</u> 第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装												
名称	所掌事務												
(略)	(略)												
酒類分科会	一 (略) 二 <u>エネルギーの使用の合理化に関する法律</u> 第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に												

	<p>に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>		<p>に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
<p>2～7 (略)</p>		<p>2～7 (略)</p>	
<p>(議事)</p>		<p>(議事)</p>	
<p>第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>		<p>第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>	
<p>2・3 (略)</p>		<p>2・3 (略)</p>	
<p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に関する事項についての審議に参加することができない。</p>		<p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に関する事項についての審議に参加することができない。</p>	
<p>5 (略)</p>		<p>5 (略)</p>	